

議第46号

財産（消防署消防ポンプ自動車）の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議決を求める。

令和8年6月1日提出

高山市長 田 中 明

記

- | | |
|----------|---|
| 1 財産の種類等 | 消防署消防ポンプ自動車 1台 |
| 2 取得の金額 | 55,890,330円 |
| 3 取得の相手方 | 高山市昭和町3丁目178番地
丸新消防株式会社
代表取締役 谷口 欣也 |
| 4 設置場所 | 高山市丹生川町坊方1997番地3
高山市消防本部高山消防署丹生川出張所 |
| 5 取得の時期 | 令和9年度 |